

生 徒 心 得

この心得は、生徒の皆さんが意義ある高校生活を送るための、校内外における生活の基準を示したものである。思いやりの心を持って常に行動し、自分の命を大切にするとともに、規則を守り他人に迷惑をかけないことを基本とする。

1. 登下校について

- (1) 交通規則を遵守し、安全に心掛ける。また、交通マナーを尊重し、他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 登下校は、サンダル、つっかけ等は用いない。
- (3) 自転車通学は届出により許可をする。ただし、本校が指定する期間とし、下記の条件を満たすこととする。
 - ア 被害・加害に対応できる、対人・対物保険に加入済みであること。
 - イ 江別高校のステッカーを貼ること。
- (4) 自転車の二人乗り、並列走行及び危険な走行はしない。
- (5) 自転車は、決められた場所に整頓して置き、必ず施錠する。

2. 欠席・遅刻・早退について

- (1) 登校時間は8時30分までとし、下校時間は16時40分を基本とする。
- (2) 欠席をする場合は8時10分までに、保護者が電話で学級担任に連絡する。
- (3) 8時35分までにHR教室に入室していない場合は遅刻とする。
- (4) 遅刻者は、職員室で入室許可証に必要事項を記入し、学年の先生、もしくは他学年の先生の印をもらい、教室に入る。教科担任に印をもらい授業終了後、直ちに担任に提出する。
- (5) 欠課・早退する場合は、その都度担任へ申し出るとともに所定の用紙に記入し、担任に印をもらう。

3. 服装・頭髪等について

- (1) パーマ・染髪等の加工はしない。
- (2) マニキュア、口紅等の化粧や指輪はしない。
- (3) ネックレス、ピアス等の装身具はつけない。
- (4) 制服については服装・頭髪規程を参照のこと。

4. 所持品について

- (1) 生徒手帳・身分証明書は常時携帯する。
- (2) 学校に必要でないものは学校へ持参しない。
- (3) 各自の所持品には記名し、教科書類は毎日持ち帰る。
- (4) 貴重品・金銭の管理に注意し、身から離すときは担任等に預ける。
- (5) 校内で物を紛失した場合は、担任に速やかに申し出る。その後遺失物届もしくは

盗難届を担任に提出する。

5. 掲示物について

- (1) 生徒会活動として掲示する場合は、生徒会の検印を必要とする。
- (2) (1) 以外の掲示については、生徒指導部の許可を得てから掲示する。
- (3) 掲示場所については所定の場所とし、掲示期間は一週間以内を原則とし、掲示期間の過ぎた物は速やかに撤去する。

6. 校外生活について

- (1) 夜間外出は 21 時までとする。ただし、保護者同伴のときは、この限りではない。
- (2) 18 才未満の者が入場できない遊技場へ出入りしない。
- (3) 触法行為や、それを疑われるような行動は厳禁する。
- (4) 男女交際は明朗なものとし、疑われるような行動は慎む。

7. アルバイトについて

- (1) アルバイトは学校休業日に行うことを原則とし、必ず届を提出すること。
- (2) 平日のアルバイトは、原則的に禁止する。ただし、経済的理由及び特別な事情がある場合は届出により認める。
- (3) 詳細についてはアルバイト規程を参照のこと。

8. 運転免許取得について

- (1) 在学中の運転免許の取得は禁止する。ただし、普通自動車運転免許の取得については、3 学年後期中間考査終了後、別途定める許可条件のもとで許可する。
- (2) 詳細については車輛運転免許取得に関する規程を参照のこと。

9. その他

- (1) 携帯電話は、授業中電源を切ってカバンにしまうこと。
- (2) 施設設備を大切にすること。破損等をした場合は弁償を原則とする。
- (3) 生徒同士の物品の売買はしない。
- (4) 校地内で火気を使用する場合は、学校の許可を受けなければならない。
- (5) 休日・休業中の登校は制服を基本とする。なお、校舎の使用は 17 時までとする。

(平成 23 年 3 月一部改正)

(平成 31 年 3 月一部改正)

(令和 4 年 3 月一部改正)